

# 滋賀県と（奇美集團）聯奇開發股份有限公司との 連携と協力に関する協定書（覚書）

滋賀県と聯奇開發股份有限公司(以下「聯奇開發」という。)とは、環境分野における取組をはじめとして、滋賀県産業ならびに聯奇開發および関係の企業・団体等の発展のため、相互の技術や経験、ネットワーク等を活用して、双方が連携、協力することについて、以下の内容に合意した。

## 1 目的

本協定は、滋賀県と聯奇開發が相互に連携・協力することにより、双方の資源を有効に活用し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、滋賀県および滋賀県内に事業所を有する企業・団体等ならびに聯奇開發および関係の企業・団体等の発展に寄与することを目的とする。

## 2 連携・協力事項等

上記の目的を達成するため、両者は連携・協力して次の事項について取り組むよう努める。

- (1) 情報の提供、意見交換の場の設定
- (2) 説明会、商談会、展示会等の開催および出展等への協力
- (3) 企業・団体等の紹介とマッチング機会の提供
- (4) 知的財産権の相互の保護
- (5) 企業間での共同取組の実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

なお、両者は、これらの取り組みについて成果が認められない場合であっても、理由の如何にかかわらず、相手に対して異議を申し立て、あるいは損害賠償請求等を行わないものとする。

### 3 有効期間

本協定の有効期間は2014年2月6日から2016年3月31日までとする。但し、有効期間満了の2か月前までに本協定の解除に関する意思表示がない場合は、更に1年間継続更新されるものとし、以降もまた同様とする。

本協定を締結したことを証するため、本協定書を日本語および中国語により各2通作成し、それぞれの代表者が署名の上、両者が所持するものとする。

2014年2月6日

2014年2月6日

滋賀県商工観光労働部  
部長

聯奇開發股份有限公司  
總經理

---

---